

平成 18 年 4 月 10 日

各 位

株式会社 近畿大阪銀行

業務改善計画の提出および本部組織の改正について

近畿大阪銀行は、平成 18 年 3 月 10 日付業務改善命令に基づき、本日、近畿財務局長に業務改善計画を提出し、本部組織の改正を実施いたしました。

本件に関しましては、日頃から当社を信頼し、お取引頂いておりますお客さま、また関係する皆さまにご心配をおかけいたしましたことに、あらためて深くお詫び申し上げます。今後は業務改善計画の着実な実施により内部管理態勢の充実・強化を図り、不祥事件の再発防止に全力で努めてまいります。

1. 業務改善計画の概要

- (1) 経営陣自らが社員に法令等遵守の啓発に取り組むとともに、コンプライアンス関連の研修を継続して実施してまいります。また、不祥事件の手口を踏まえ、渉外担当者とお客さま、内部事務担当者との現金の授受の厳格化など、社内ルールを一層厳格なものに見直してまいります。
- (2) 法令等遵守意識の浸透の状況、社内ルールの定着状況について、今般下記の「**事故防止対策室**」を設置し、全営業店を検証、指導してまいります。また、内部監査部は、不祥事件防止の観点から渉外事務や動態面からの検証項目をさらに採りいれ、深度ある監査を実施してまいります。
- (3) 業務改善計画の実施状況については、事故防止対策室の検証の結果や内部監査部による監査の結果等も踏まえ、取締役会・経営会議に対して適宜報告を行い、不十分な取組みについては、更なる改善策を実施してまいります。

2. 組織改正について

- (1) 狙い 上記の業務改善計画における不祥事件再発防止策の実施を営業店に指示し、その定着状況を機動的かつ網羅的に検証、指導することを目指します。
- (2) 概要 代表取締役が直轄する「**事故防止対策室**」を設置します。

以上の本部組織改正により、現行 13 部・22 室（所・センター）から、13 部・23 室（所・センター）へ変更いたします。

以 上

お
客
さ
ま

営
業
店

